

市立貝塚病院経営検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立貝塚病院は、3期連続の赤字となるなど厳しい経営状況が続いており、経営的に重大な局面にある。市立貝塚病院は、市民の生命と健康を守る重要な拠点であり、その役割を将来にわたり果たしていくため持続可能な病院運営のあり方について検討を行うことを目的とし、市立貝塚病院経営検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 現行の経営形態の持続可能性を客観的に検証すること。
- (2) 経営形態の比較検討を行うこと。
- (3) 前2号の他、持続可能な病院運営のあり方の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって充て、市長が任命する。

- (1) 市長（病院開設者）
- (2) 副市長
- (3) 総合政策部長
- (4) 病院事業管理者
- (5) 院長
- (6) 病院事務局長
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命された日から第2条の所掌事務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は市長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第2項に掲げる委員が委員会に出席できない場合は、委員長の同意を得て他の者にその職を代理させることができる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第7条 委員長は、委員会の審議及び審査に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院事務局総務課及び総合政策部行財政管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、所掌事務が終了した日にその効力を失う。